

令和4年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要  
（「指定管理者制度導入の適否」に係る審査）

- 1 開催日時 令和4年5月26日（木）9：25～9：36
- 2 開催場所 アウガ6階 会議室
- 3 対象施設 北部地区農村環境改善センター
- 4 出席者
  - (1) 選定評価委員 委員長 舘山 公（企画部次長）  
副委員長 工藤 拓実（総務部次長）  
委員 松本 大吾（青森大学准教授）  
委員 西村 晴夫（東北税理士会青森支部税理士）  
委員 木村 久美子（市民部次長）
  - (2) 施設所管課（中央市民センター）  
館長 奥崎 和彦  
主幹 工藤 伸彰  
主幹 肥後 奈穂子  
主査 村上 和明
  - (3) 制度所管課（財政課）  
副参事 阿部 有一郎  
主査 盛 将秀  
主査 櫻田 博光
- 5 案件 「指定管理者制度導入の適否」に係る審査
- 6 審査結果 全委員異議なく、全会一致で以下のとおり了承された。
  - (1) 指定管理者導入の適否：適
  - (2) 指定期間：5年
  - (3) 利用料金制：なし
  - (4) 募集形態：非公募
  - (5) グルーピングの適否：なし（単独施設）

## 7 主な質疑内容

委員：飲食を伴う活動の食事緩和とあるが、どういった制限か。

施設所管課：当初は、飲食を伴う活動を遠慮してもらっていたが、現在は、定員の半分以下という制限があるものの、室内での飲食を許容している。

委員：飲食をする団体は、どういう団体か。

施設所管課：合唱やダンス等趣味の活動をする団体が挙げられる。飲食を伴う活動は、例えば、10時から14時の昼を跨いで活動する場合がある。

委員：財産の所管は農地林務課、運営の所管は中央市民センターであるが、修繕について不都合はないか。

施設所管課：躯体等大規模な修繕であれば、農地林務課と協議することになるが、通常の施設の不具合の場合は、指定管理料内での修繕か、中央市民センターが財政課との協議で予算化して直接修繕している。

また、市民センターとしての活用については、補助金を活用し建設しているため、設置目的にそぐわないように見えるが、農地林務課よる国への照会で問題はないとの回答を得ており、さらに農業従事者が大半である地元住民が利用していることから支障がないと考える。